

## 小竹町 息子殺害事件

犯罪被害者給付金制度  
は、給付金が加害者側に渡ることを防ぐため、ドメスティックバイオレンス(DV)などで関係が破綻していった場合を除き、加害者の親族に当たる被害者に対しても不支給か減額と規定している。

佳木斯市

者給付金を受け取れなかつたのは不当として、被害者と内縁関係にあつた50代の女性が県を相手取り、不支給処分の取り消しを求めた訴訟の判決が26日、福岡地裁であつた。林史高裁判長は親子関係が事実上破綻していたと認め、不支給とした県公安委員会の判断は「社会通念に照らして著しく妥当性を欠いた」として処分を取り消した。

# 福岡地裁判決　親子関係は破綻

## 被害者給付不支給取り消し



**破綻巡り不支給**各地に事例

親子関係などから、  
しているケース以外は、加  
害者の親族に当たる被害者  
への支援を制限する犯罪被  
害者給付金制度。第二著では  
は分かりにくいプライベー  
トな事情が適切に評価され  
て支援の対象外となり、  
被害者側が困惑するケース  
が各地で起きている。  
「昨日が命日でした。す  
つと泣いていましたが、今

報告できます」。殺人事件を頂いて、報告できます。殺人事件を巡る給付金の不支給決定を取り消した26日の福岡地裁判決を受け、事件内で縁の夫を失った原告の女性は、給付金の支給を認めなかつた福岡県公安委員会と判断の判断を分けたのは、親子である加害者と被害者がやりとりをしていた土地代親が息子の敷地に住んでいた点を根拠に公安委員会が「親子関係を前提」と審めたのに対し、判決は「実際に即して、現実的な観点から理解すべきだ」と判断。親子には修復不可能な対立が生じていたと指摘し、地代は「利用の対価で、子関係を前提とした賃貸ではない」として事実上の

の要望や社会情勢の変化を  
受けた給付の条件を緩和して  
きた経緯がある。慶應大の太田達也教授（被害者学）は「制度の趣旨を第一に  
に考え、給付金が加害者との  
財産上の利益になる場合を除いて、原則支給を  
改定するべきだ」と話している。  
(長松院ゆりか、森亮輔)

をさうかけに公務員の男性  
当时(57)が父親、当时(80)に刃物で刺されて死  
亡し、女性も襲われて重傷  
を負った。父親は殺人と殺  
人未遂の罪で20年に懲役  
年6月の有罪判決が確定。  
服役中に病死した。女性は  
19年、親子の関係は破綻し  
ていたとして給付金を申

請。県公安委員会は親子関係を認めて不支給としていた。林裁判長は、加害者と被害者の間に深刻な感情的対立があったと述べ、土地代のトラブルや事件前に父の車と女性が接触した事実などで「親族関係の実態が失われ、回復の見込みが

判決を受け、県公安委員会の訴訟を担当する県警官署は「コメントを差控える」としている。

（長松院ゆりか）

判事合員監ししと趣旨を踏まえ、事情を丁寧かつ客観的に判断した極めてまつどうな判决だ」と、原告側の世良洋子弁護士は評価した。

犯罪被害者給付金の目的は、事件の被言者や遺族の被害を早期に撫慰し、平穏な生活を取り戻せるよう支給すること。しかし、支

額されたのは不当として放火殺人事件の遺族が神戸地裁に提訴した。被害者は加害者において「同居はしていなかったが交流はなく、関係は破綻していた」と遺族側は主張。警察庁が示す関係破綻のモルタルケースはDVM離婚調停中などに限られており、「狭すぎる解釈で

出典：西日本新聞（2025年3月27日掲載）より

2025年12月4日 参議院内閣委員会提出資料 日本共産党 大門実紀史